平成２９年（フ）第１９５号
佐賀県鳥栖市萱方町198番地２　レオパレスさつき107
債務者　南田　　隆
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1384番地６　メゾン・ド・コンフォールＢ101
債務者　浦川まなみ
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
佐賀市本庄町大字末次122番地１　７号
債務者　本村　和則
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第５３号
千葉県君津市杢師４丁目24番４―506号
破産者　中嶋喜代子（旧姓鹿島）
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第６５号
千葉県袖ケ浦市坂戸市場256番地（13街区１画地）リンクトーア201号
破産者　小出由里子
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４６号
栃木県小山市大字大行寺1108番地34
破産者　アクアハウジング株式会社
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第４５３号
埼玉県戸田市美女木３丁目２番地の１
破産者　エムテック株式会社
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６１号
札幌市西区八軒６条東５丁目４番16号
破産者　合同会社ワイルドバンチ
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７５号
千葉県佐倉市西志津３丁目１番６―403号
破産者　平野　康代
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２７６号
千葉県佐倉市西志津３丁目１番６―403号
破産者　小林　鈴子
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９８号
千葉県千葉市稲毛区山王町174　介護老人保健施設ダンディライオン、破産手続開始決定時の住所千葉県佐倉市城188―335　葵の園・佐倉南
破産者　八角　正美
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１５９号
千葉県佐倉市栄町21番地15ファミール佐倉502
破産者　山口　益弘
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１６２号
千葉県佐倉市生谷1566番地147
破産者　菅原　　泉
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１６８号
千葉県佐倉市中志津２丁目37番11号
破産者　有限会社ビブロ
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１６９号
千葉県佐倉市中志津２丁目37番11号
破産者　髙野　隆雄
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１８７号
千葉県印西市滝902番地10
破産者　鈴木　宏治
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２０９号
千葉県成田市三里塚御料１番地248
破産者　有限会社御料設備
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１２６９号
東京都東村山市恩多町３丁目16番地６フレマリールＫＵＮＯ201、破産手続開始決定時の住所東京都東村山市青葉町２丁目35番地青葉町住宅11―303
破産者　門野　　一
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６９号
横浜市金沢区幸浦２丁目12番８号
破産者　二村紙器有限会社
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部